

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	相馬市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/johoseisakuka/4835.html

執行機関名 相馬市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの(公営住宅を除く)
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第1条	相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与</u> することを目的とする。	この条例は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、 <u>市営住宅及び共同施設の整備並びに設置及び管理</u> について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例